

厚生労働大臣が定める施設基準に係る手術の実施件数

令和 6 年 1 月～令和 6 年 12 月実施

1. 区分 1 に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	件
イ	黄斑下手術等	件
ウ	鼓室形成手術等	件
エ	肺悪性腫瘍手術等	件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	件

2. 区分 2 に分類される手術

ア	靱帯断裂形成手術等	件
イ	水頭症手術等	件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	件
エ	尿道形成手術等	件
オ	角膜移植術	件
カ	肝切除術等	件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	件

3. 区分 3 に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	件
エ	母指化手術等	件
オ	内反足手術等	件
カ	食道切除再建術等	件
キ	同種死体腎移植術等	件

4. 区分 4 に分類される手術

	腹腔鏡下及び胸腔下手術	件
--	-------------	---

5. その他の区分に分類される手術

ア	人工関節置換術	件
イ	乳児外科施設基準対象手術	件
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	1 件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	件
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	件